

厚生労働省

○経済産業省告示第 号
環 境 省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百七十一号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項等に規定する製品でP F O S又はその塩等が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二十三年経済産業省告示第六号）の一部を次のように改正し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年十一月二十二日）から適用する。

厚生労働省
環 境 省

令和八年 月 日

厚生労働大臣 名

経済産業大臣 名

環境大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第1 次に掲げる化学物質（以下「P F O S 等」という。）のいずれかが使用されている製品であること及びP F O S等のいずれ	第1 次に掲げる化学物質（以下「P F O S 等」という。）のいずれかが使用されている製品であること及びP F O S等のいずれ

かが第一種特定化学物質であること。	かが第一種特定化学物質であること。
1 ～ 5 (略)	1 ～ 5 (略)
<u>6</u> 長鎖ペルフルオアルカン酸又はその塩	(新設)
<u>7</u> 長鎖ペルフロオアルカン酸関連物質	(新設)